

郵送による消防用設備等の点検結果報告書の取り扱いについて

事業者等が消防署の窓口まで来訪し、報告書を提出することに伴う負担軽減を図る観点から、消防用設備等点検結果報告書（以下「報告書」という。）を郵送により届け出ることを可能とします。

【郵送による報告の方法】

1 送付書類等

(1) 点検結果報告書（正本）

※ 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認してください。

※ 報告書の内容について「確認するため消防署から連絡する場合がありますので、報告書別記様式第1（可茂消防事務組合のホームページからダウンロードができます。）の電話番号欄には、報告書に関して対応可能な方の連絡先を記入してください。

(2) 点検結果報告書（副本）希望部数

※ 消防署において受付印を押印した点検結果報告書の返信を希望する場合に必要です。

※ 副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付してください。封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。

※ 予め宛名をご記入ください。

2 返信時期

副本の返信を希望される場合は、受付後、概ね1～2週間程度で返信します。

※ 郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがあります。

【留意事項】

1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返納の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。

- 2 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- 3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るよう指導する場合があります。また、副本の返信を希望する場合、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく等の対応が必要となりますので、以下の事項を改めて確認してください。
 - (1) 点検結果報告書に記載漏れはないですか（以下の内容は特に注意してください。）。
 - ・届出日
 - ・届出者の押印
 - ・防火管理者欄（防火管理者が選任されている場合に限る。）及び立会者欄（点検に立ち会った者がいる場合に限る。）
 - (2) 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか（下記点検票は特に注意してください。）。
 - ・点検票別記様式第2-3（非常電源専用受電設備）
 - ・点検票別記様式第2-6（配線）
 - (3) 副本の返信を希望する場合は、正本と同じ内容のものを希望部数用意していますか。
 - (4) 副本の返信を希望する場合は、返信用封筒に副本の重さや大きさに応じた必要な料金分の切手を貼り、宛名を記載していますか（宛名は、副本を返信するために必須です。無記入、誤記入等がないよう、今一度確認して下さい。）

【送付先】

防火対象物の所在する市町村により、管轄する消防署が異なりますので、次の表でご確認ください。

郵送先：防火対象物の所在する市町村と管轄する消防署の一覧表

防火対象物の所在地	管轄署所
美濃加茂市、坂祝町	可茂消防事務組合中消防署 TEL 0574-26-0190 〒505-0044 美濃加茂市加茂川町3-7-7
富加町	可茂消防事務組合中消防署 富加出張所 TEL 0574-54-2714 〒501-3305 加茂郡富加町滝田1480-3
川辺町	可茂消防事務組合中消防署 川辺出張所 TEL 0574-53-2714 〒509-0315 加茂郡川辺町比久見770-5
八百津町	可茂消防事務組合中消防署 八百津出張所 TEL 0574-43-0476 〒505-0301 加茂郡八百津町八百津3390-8
白川町、東白川村	可茂消防事務組合東消防署 TEL 0574-72-1641 〒509-1105 加茂郡白川町河岐1873-2
七宗町	可茂消防事務組合東消防署 七宗出張所 TEL 0574-46-1150 〒509-0511 加茂郡七宗町神淵2785
可児市	可茂消防事務組合南消防署 TEL 0574-62-0119 〒509-0203 可児市下恵土5629-1
御嵩町	可茂消防事務組合南消防署 御嵩分署 TEL 0574-67-1818 〒505-0116 可児郡御嵩町御嵩1231-1